

議 事 確 認 書

東京・大阪HIV訴訟原告団（以下、両原告団という）と厚生労働省は、平成13年11月30日付厚生労働大臣に対する統一要求書につき、厚生労働大臣出席のもとでの定期協議を、平成14年8月5日午前10時30分から午前11時30分まで開催し、以下の点を確認した。

なお、当日の協議において厚生労働大臣は、薬害エイズ問題についての裁判所から指摘された重大な責任を深く自覚、反省し、悲惨な被害が二度と繰り返されることのないよう再発防止のための取り組みやできる限りの恒久対策を続けること、及び在任していれば来年3月に予定されている両原告団主催の和解7周年記念式典に出席したいとの意向を表明した。

1. 血液事業について

厚生労働省は、生物由来製品による健康被害の救済を図るべく、次期通常国会にこの問題に関する法案を提出し、成立を図るものとする。

2. 遺族対策について

厚生労働省は、現在進められている遺族被害実態調査（面接調査）の結果を見たうえで、どのような措置が必要か検討する。

3. 医療について

- (1) 厚生労働省は、患者・感染者の医療に係る保険請求について、一律で不合理な減額査定がある場合には是正するものとする。

(2) エイズ治療・研究開発センターの20床の専門病床に対し、患者数が常時20名が25名になるような事態となれば、ベッド数を確保するよう取り計らう。

(3) 厚生労働省は、ブロック三者協議や中央運営協議会に、文部科学省の正式参加が実現するよう取り計らう。

(4) 国立大阪病院については、増床(HIV感染病床)に必要な人員を確保する。
また、統合の際、臨床研究部の組織及び人員について検討し、充実を図るものとする。

平成15年1月21日

厚生労働省医薬局長

厚生労働省健康局長

厚生労働省保険局長

東京HIV訴訟原告団

井坂 正

大阪HIV訴訟原告団

弁護士